

“安心”と“感動”を
笑顔にのせて…。

2023-2024年度（第83～84期） 安全への取り組み



株式会社はとバス

安全への取り組みについて

株式会社はとバスでは、国土交通省が定める「運輸安全マネジメント制度」及び「運輸防災マネジメント制度」を踏まえ、輸送の安全を確保するために全社員が一丸となってその体制をつくることに取り組んでまいりました。

本冊子では、2023年度（令和5年7月～令和6年6月）の実績と2024年度（令和6年7月～令和7年6月）の計画の概要について紹介するものであります。

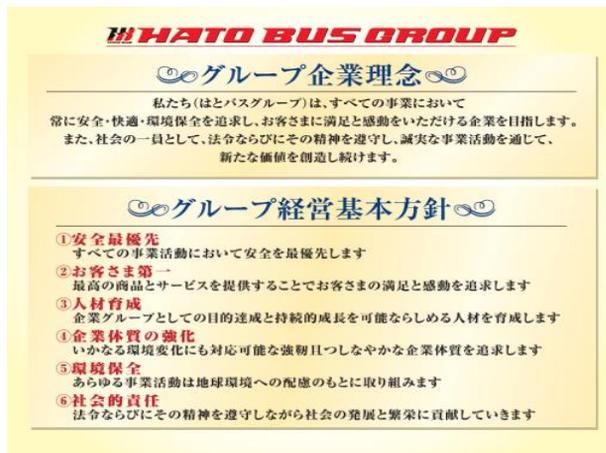
目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	1
2. 輸送の安全に関する重点施策	3
3. 2023年度における輸送の安全に関する目標と達成状況	3
4. 安全に関する外部表彰実績	6
5. 安全確保に関する訓練実績	7
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制	8
7. 輸送の安全に関する計画と実施状況	9
8. 事故・災害等に関する報告連絡体制	20
9. 輸送の安全に関する内部監査	22
10. マネジメントレビューと継続的改善	22
11. 運輸安全マネジメント評価	22
12. 2024年度における輸送の安全に関する計画および目標	23
13. 安全管理規程	29
14. 安全統括管理者	35



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

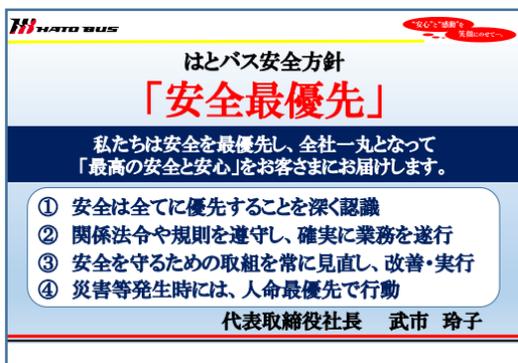
グループ企業理念、グループ経営基本方針の下、事業運営の最重要項目である「安全最優先」を<安全方針>の柱として定め、経営トップから現場まで全社員による取り組みを推進しております。安全方針は、グループ企業理念、グループ経営基本方針を踏まえて策定された当社事業の根幹です。



グループ企業理念・
グループ経営基本方針

《はとバス安全方針》 「安全最優先」

すべての事業の根幹として、より実効性の高いものとなるよう2024年1月1日に方針を改定し、「最高の安全と安心」をお届けするための「4つの項目」を定めました。



本社会議室や全事業所に掲示

新はとバス 安全方針 (2024年1月1日改定)



安全運転講習会の社長訓示にて改定趣旨説明の様子

《はとバス安全方針》 「安全最優先」

私たちは、安全を最優先し、全社一丸となって『最高の安全と安心』をお客さまにお届けします。

「はとバスなら、安全・安心だから」と、お客さまに選んでいただけるようにとの願いが込められています。

①安全は全てに優先することを深く認識

安全の確保は、輸送の生命であると言われるように、安全を確保することの大切さをしっかりと意識させます。自身の仕事に即して、運転をする時、ガイドをする時にあたっては、安全な運行車両を提供し、お客さまの安全を最優先に行動することであり、一致団結して輸送の安全を確保することが何よりも大切だと常に認識させます。

②関係法令や規則を遵守し、確実に業務を遂行

規程の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件であると言えますように、安全の確保は、規程の遵守及び執務の厳正から始まります。“確実に業務を遂行”というところには、安全の確保に最も大切な行動というのは、基本動作の徹底、確認の励行、そして連絡の徹底であり、職務の実行、実施にあたっては、推測ではなくて常に状況を確認し、情報は正確かつ迅速に伝えることという意味を込めております。また、人というのは目で見ていないようであっても、例えば頭で別のことを考えていたりすると、見えていないということがあります。そのような注意も含めて、“確実に”という言葉をいれております。

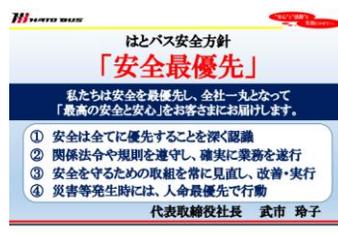
③安全を守るための取り組みを常に見直し改善実行

運輸安全マネジメントの考え方であるPDCAサイクルを凝縮したものです。PDCAとは、Plan（計画） Do（実行） Check（確認） Act（改善）で、計画の策定、実行、チェック、改善のサイクルです。私は、安全の取り組みに終わりは無いということを、折に触れて言っていました。常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち、どうすればいいか考え、やってみて、改善する。これを個人も組織としても積み重ねていくことが大切だと考えております。

④災害等発生時には、人命最優先で行動

人命最優先で行動しなければならない場面として想定されるのは、大地震や集中豪雨などの自然災害が考えられます。さらに“等”を入れているのは、災害だけではなく、大事故やテロといった場合も想定されるからです。また、こうしたときに連絡手段が絶たれたり、連絡を取ると人命が危険となる可能性も有ると言ったこともありますので、どのような行動をとるかを自分だけで判断しなければならないこともあります。人命最優先の行動を迅速、適切に取れるように、日頃の訓練を徹底します。

この方針の実行を担保するのが、確かな知識・技術と、その土台となる心身の健康です。自己管理の重要性はもとより、組織としても安全運行管理の取り組みをしっかりと行ってまいります。



2. 輸送の安全に関する重点施策

《輸送の安全に関する重点施策》

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる重点施策を定め実施してまいりました。

- (1) 基本動作の徹底を追及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。(※1)
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。(※2)
- (4) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ 効率的に行うよう努めます。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査（運行の保安に係わる内部監査・運輸安全マネジメント内部監査）を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (7) 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。
- (8) 日本バス協会発出(2023年6月9日)の「安全輸送決議」を遵守し、業界を挙げての安全確保に努めます。

(※1) 運輸規則 第21条(過労防止等)

(※2) 運輸規則 第38条(指導及び監督)

3. 2023年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

2023年度（令和5年7月～令和6年6月）における輸送の安全に関する目標と達成状況は以下のとおりです。

(1) 輸送の安全に関する目標と達成状況

2019年12月4日に発生した死亡事故は原因の如何を問わず、運輸事業者として決して起こしてはならない事故であり、二度と同様の事案を発生させない様、安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めました。

2023年度(令和5年7月～令和6年6月)の「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に対し目標を0件としましたが、車両故障が2件、健康起因による行程中の運転士交代が2件発生しました。

「当社独自基準による有責事故」については、

「安全最優先！心のゆとりと笑顔で事故防止！Challenge under 25」をスローガンに有責事故25件以下を目標に掲げ、事故防止に取り組んでまいりましたが、38件発生しました。

①自動車事故報告規則第2条に規定する事故

種別	目標	結果
人身事故	0	0
物損事故	0	0
健康起因による運転士交代	0	2
車両故障	0	2

②当社基準による有責事故

種別	目標	結果
人身事故	0	1
物損事故	25件以下	37

③上記②のうち、特に削減する有責事故（目標:2022年度実績20%削減）

目標	目標	結果
駐車場・施設敷地内での接触事故	8	14
静止物・駐停車両への接触事故	16	35
左側面・後部の接触事故	9	12

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年度（令和5年7月～令和6年6月）における、「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に関する統計は、以下のとおりです。

種別	2021年度	2022年度	2023年度
人身事故	0	0	0
物損事故	0	0	0
健康起因による運転士交代	1	0	2
車両故障	1	2	2

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
 2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 3. 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
 4. 10人以上の負傷者を生じたもの
 5. 自動車の積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
 6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
 7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
 8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
 9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
 10. 救護義務違反があったもの
 11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
 12. 車輪の脱落を生じたもの（故障によるものに限る）
 13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
 15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
- （注1）14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等
- （注2）11日以上治療を要する傷害

(3) 目標を達成するために計画した取組みおよび実施状況

①重点実施事項

取組み項目	推進責任者	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1 街頭指導（主任・班長追加）	運転課長	[Progress bar from 7 to 6]											
2 実車を使用する研修	運転課専門課長	[Progress bar from 7 to 4]											
3 ドライブレコーダーを使用する研修	運転課専門課長	[Progress bar from 7 to 4]											
4 事故指導方法 検討・改定	運転課専門課長	[Progress bar from 8 to 6]											
新事故指導	運転課専門課長	[Progress bar from 9 to 6]											
5 基本動作カードを作成し注意喚起	事故防止会	[Progress bar from 9 to 6]											
	安全対策推進課長	[Progress bar from 9 to 6]											
6 過去の事故 閲覧用データ作成	安全対策推進課長	[Progress bar from 9 to 6]											
	点呼室・ブリーフィングルームでの閲覧	[Progress bar from 9 to 6]											

②点呼時の月間重点事項

月	重点事項	月	重点事項
7	車両を離れる時はトランク・ドアの施錠徹底	1	タコグラフにて、運転のくせを知ろう
8	輸送機関としての役割を果たそう	2	ドライブレコーダーでヒヤリハットの共有
9	焦り、イライラはヒューマンエラーに繋がる	3	死角の場所を知り見るくせをつける
10	シートベルト着用アナウンスの徹底	4	乗降場所では、周囲の安全に十分注意しよう
11	交通情報にて、道路状況把握の徹底	5	プロとして自己の健康管理に取り組もう
12	気象状況に潜む危険を知り、先の状況を読む	6	運転支援装置の限界を心得て正しく使用

③運転士各班のスローガン

班	事故防止スローガン	ECO ドライブスローガン
1	ゆとりもち、社速厳守で安全運転	やさしいアクセルやさしいブレーキでエコ運転
2	大丈夫？、だろう がつくならず止まろう！	加減速の少ないアクセルワークで車間保持
3	目の前の仕事をしっかりと！	道路に合わせたギア選択
4	ピンチの時こそ、冷静に！	エコドライブで燃費向上
5	もう一度、初心に戻り安全運転に努める！	やさしい運転、周りにやさしく
6	常に平常心を保ち、安心と安全を届ける	降車箇所着いたら一旦はエンジン止めよう
7	安全はゆずる気持ちと危険予知	環境と安全を想いエコ運転
8	ゆずる気持ちと待つ余裕	踏み込まないエコな運転かっこいい！
9	焦らない！前後左右の確認を落ち着いて！	ふんわりアクセル・ふんわりブレーキ
10	よく見て確認！歩行者・自転車・静止物	急発進、無くなるだけでエコになる
11	発進時、ゆっくり確認前後左右！	発進時ゆっくりアクセルでエコ運転
12	安全は焦らず慌てずゆとりから！	急発進、急停止を無くしてエコ運転
横浜	安全確認最優先！	タイヤ空気圧大丈夫？
主任	安全最優先・心にゆとり 笑顔で事故防止！ チャレンジアングラー25	前方の状況を判断し早めのアクセルオフ

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取り組みについて評価認定を行い、これを公表するものです。当社は2022年(令和4年)12月に3ツ星事業者に認定されました。2025年(令和7年)4月の更新に向けて取り組んでおります。



バス車体への表示



認定証

4. 安全に関する外部表彰実績

2023年度(令和5年7月～令和6年6月)における外部表彰の実績は、以下のとおりです。

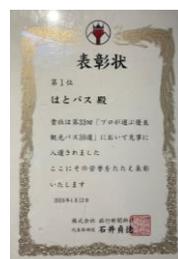
(1) 個人表彰実績

表彰名	
国土交通大臣表彰	1名
関東運輸局長表彰	2名
東京運輸支局長表彰	3名
交通栄誉賞 緑十字銀章	1名
交通栄誉賞 緑十字銅章	4名
警視庁丸の内警察署長賞 優良バス運転者	5名
警視庁交通部長賞 長期無事故金章	2名
警視庁交通部長賞 長期無事故銀章	6名
警視庁交通部長賞 特別優良バス運転者	3名
警視庁交通部長賞 優良運転者	4名
警視庁交通部長賞 優良バス運転者	2名
警視庁大森警察署長賞 優良運転者	2名
東京国際空港車両安全運転コンテスト 特別賞	1名



(2) 団体表彰実績

表彰名
警視庁丸の内警察署長賞(交通功労者)
警視庁生活安全部長賞
プロが選ぶ優良観光バス30選 第1位



5. 安全確保に関する訓練実績

2023年度（令和5年7月～令和6年6月）における安全確保に関する訓練の実績は、以下のとおりです。

(1) バスジャックを想定した訓練 及び 車両火災発生時の避難誘導訓練

2024年1月31日 本社営業所において、大森警察署様と合同でバスジャック等非常時対処訓練を行いました（護身・バスジャック）。

また、車両前方の火災により前扉が使用できないと言う設定で、41名の乗客役の社員を運転士とガイドが非常口から脱出させる訓練を行いました。乗務員の安全研修でも非常扉からの脱出訓練は定期的を実施していますが、今回は、満席に近い状態での避難誘導の課題の抽出と検証を目的に行いました。



(バスジャック対処訓練)



(車両前方からの火災を想定した脱出誘導訓練)

(2) 防災訓練 及び 緊急ブレーキによる急制動体験

2024年4月2日 本社営業所において、震度6強の地震が発生したことを想定した訓練を、東京消防庁大森消防署様及び大田区役所様のご協力により実施しました。経営トップをはじめ安全統括管理者、本社営業所勤務者（運転士・ガイド・整備士含む）が参加し、避難経路の確保や避難の指示、点呼実施等の確認を行いました。合わせて、消火器の取扱いの訓練、起震車体験を行いました。また、運転士の体調急変時に使用する「ドライバー異常時対応システム」の説明と急制動体験、二階建てバスの非常口の確認を行いました。



起震車体験（社長）



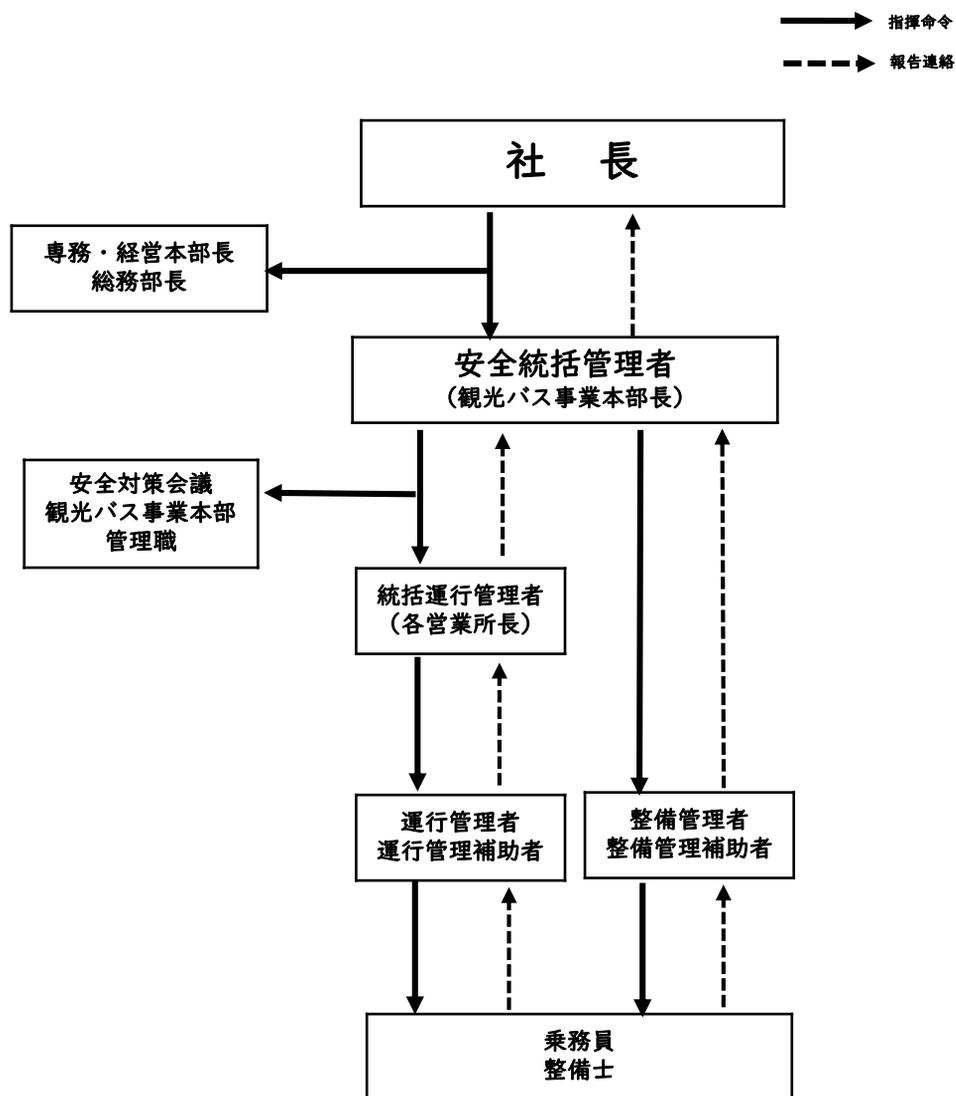
起震車体験（安全統括管理者）



消火訓練（安全統括管理者）

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその組織体制

輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統



7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

輸送の安全に関する重点施策を踏まえ、輸送の安全を確保するために策定した2023年度（令和5年7月～令和6年6月）の計画と実施状況は次のとおりです。

(1) 経営トップによる職場等の巡視

本社営業所点呼執行所、出庫立会、乗合バス・貸切バスの発着地、繁忙期の特別輸送体制時など、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや事故防止の注意喚起等を行いました。



運輸部にて訓示



事故防止の日点呼立会



立会点検



貸切バス配車地にて



事故防止の日点呼立会



非常口脱出訓練打合せ

(2) 安全統括管理者による職場等の巡視

本社営業所点呼執行所、乗合バス・貸切バスの発着地、運転士主任班長会議や各種訓練に立ち会うなど、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや問題点等の共有を行いました。



運転士主任班長会議



貸切バス配車地にて



出庫立会

(3) 会議体の実施

会議体 [83期計画]	内容	実績
安全対策会議 [毎月1回]	安全統括管理者を座長として観光バス事業本部の管理職で構成される会議。輸送の安全確保とそれぞれの所管業務に係る情報の伝達や共有を図るとともに、計画の策定・実行の確認やこれに基づく改善を確実に実施しています。	12回
事故防止対策会議 [四半期毎]	現業部門と運輸管理部門が合同で、事故事例の分析検証と再発防止策の検討を行います。	4回
お客さまの声会議 [毎月1回]	社長をはじめ関係部署の管理職が出席し、お客さまからのメール・FAX・はがきなどで頂戴したご意見ご感想を共有し、品質（安全性やサービス）の向上を図っています。	12回
異常気象時等 対策会議[随時]	気象庁による災害予測発表時に、運行予定地域の気象予測、災害リスクの確認と運行可否の協議および決定を目的とし、災害のレベルにより関係部署を招集して開催しています。	3件※
整備運輸連絡会 [毎月1回]	車両整備部と運輸部の管理職で構成する会議で、車両に関する情報共有を行っています。	12回
運転士 指導主任・班長会議 [毎月1回]	安全対策会議の情報共有、安全統括管理者の指示事項伝達、各月告示研修の実施および班員への指導方法共有、課題報告を目的として開催しています。	12回 (書面開催含む)
運転士 班会議 [毎月1回]	指導班長を中心に各月告示研修や情報伝達、意見交換を目的として開催しています。	12回 (書面開催含む)

※異常気象時対策会議 | 案件につき複数回開催するため、実績は件数としています。

(4) 交通安全啓発運動への参加

下記期間中、経営トップ及び観光バス事業本部員は、啓発リボンを着用し、経営トップによる立会点検を実施しました。また、社屋に懸垂幕や横断幕、ポスターを掲出し各運動の重点実施項目の周知徹底を図るとともに、神奈川県バス協会や丸の内交通安全パレードにも参加し、交通安全の啓発に努めました。

啓発運動	計画	実績
夏季自動車輸送安全総点検	7月	7月
秋の全国交通安全運動	9月	9月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月	12月～1月
春の全国交通安全運動	4月	4月



(5) 事故防止諸活動

輸送の安全に関する目標を達成するために計画した主な事故防止活動と実績は下記のとおりです。

① 立会点検等

経営トップ・安全統括管理者等の立会による安全総点検を上記(4)の各期間に合わせて、本社営業所、横浜営業所とも年間4回計画・実施しました。



秋の全国交通安全運動
(点検立会)



年末年始自動車輸送安全総点検
(点検立会)



夏季自動車輸送安全総点検 (出庫立会)



春の全国交通安全運動 (点呼立会) 大森警察署長・経営トップ



夏季自動車輸送安全総点検 (点検立会)



春季立会点検
2024年4月9日(火) 観光バス事業本部



春の全国交通安全運動 (点検立会・出庫立会)



②「事故防止の日」

毎月4日を「事故防止の日」とし、シートベルトの着用徹底や健康起因事故防止の啓蒙を目的として、経営トップ、運輸部管理職等による早朝点呼立会や出庫門見送りを年間12回（うち1回は安全を誓う日）実施しました。



③「無事故の日」

毎月第3金曜日を「無事故の日」とし、前期特に多かった駐車場内での静止物との接触事故防止の啓蒙を目的として、運輸部管理職等による早朝点呼立会や出庫門見送りを年間12回実施しました。



④「街頭指導」

運行中の事故防止啓蒙や法令遵守状況ならびに健康状態の確認等を目的として、運輸部管理職・運転士指導主任、運転課員による降車箇所での街頭指導を随時実施しました。



⑤「路線調査」

道路状況や施設への進入に確認が必要な場合、事前の調査を実施し通行の安全を確認しています。また、安全確認のため狭い道の通行に同行する場合があります。



千客万来



舞浜地区ホテル



富士スピードウェイ

⑥「無事故表彰」

一定期間継続して無事故かつ勤務成績が特に優秀で他の模範となる運転士に対し、表彰状・賞金・徽章等の贈呈を行う無事故表彰式を、年12回実施しました。

(6) 乗務員への研修・教育計画及び実施状況

旅客自動車運送事業運輸規則 第38条に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するために、乗務員への指導監督に関する年間計画を策定しました。なお、実施された主な内容は以下のとおりです。

① 社内研修

毎月実施している国土交通省告示1676号（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針）の研修とは別に、全運転士安全運転講習会を実施し、経営トップの訓示や外部講師によるドライブレコーダーの事故映像を使った事故防止、安全を誓う日の振り返りなどを全運転士を対象に行いました。また、郊外路線研修、雪山研修を実施しました。運転士初任研修やガイド及び添乗員を対象とした安全研修も実施しました。

研修の種類	参加者数 (延べ)
初任研修	8名
車両整備研修	8名
安全運転講習会	140名
郊外・都内 路線研修	19名
スキルアップ研修	22名
冬山研修	69名
安全運転中央研修所	2名
【バスガイド】安全研修	171名
【バスガイド】初任 安全研修	26名
【通訳ガイド】安全研修	9名
【添乗員】安全研修	8名
【運行管理者】能力向上研修	30名



安全運転講習会（社長訓示）



安全運転講習会
(外部講師によるドライブレコーダを活用した研修)



安全運転講習会（ドライブレコーダーを活用した研修）

【運転士班別研修】

月間指導計画を作成し、月に1回、全運転士が所属する14の班ごとに、告示1676号に基づく研修を実施しました。

月	指導計画	告示	主な指導内容
7	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	2	○運行指示書について ○日常点検について ○日常点検を怠った事による事故について
8	事業用自動車を運転する場合の心構え	1	○旅客の安全確実な輸送について ○事業用自動車の交通事故について ○事業用自動車为社会に与える影響について
9	交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	9	○長時間運転による疲労について ○睡眠不足や医薬品服用による眠気について ○運転技能への過信による集中力欠如について ○酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用について
10	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	4	○シートベルト着用の重要性について ○急加速・急減速への対処について
11	主として運行する路線もしくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	6	○乗合自動車の運行経路（運転基準図・路線図）の確認 ○都内各所での道路混雑対応について
12	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	7	○強風・豪雪時の運転に与える影響について ○事故・災害発生時の緊急対応について
1	運転者の運転適性に応じた安全運転	8	○適性診断による運転者の特性把握について ○運転者のストレスについて
2	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転及びヒヤリハット体験等の自社内での共有	12 13	○ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性把握について ○ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット共有
3	事業用自動車の構造上の特性	3	○バスの特性について ○各車両による車両特性の違いについて
4	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	5	○お客さまの乗降案内について ○車内事故防止のための安全確認について
5	健康管理の重要性	10	○疾病と交通事故について ○定期健診の結果について ○健康管理の重要性について
6	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	11	○ASVの機能確認 ○車線逸脱装置の機能について ○その他、安全性向上のための装置について



初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について

時期 : 入社後、成業試験に合格するまでの期間に実施するものとします。
なお、大型車両の運転未経験者は下記1～5指導後、7の①を除く営業運転訓練の前に社員送迎バスにて大型バスの運転技能習熟期間を設けるなど個別の指導を行います。

教育担当者 : 運輸部運転課専門次長（運転士）…2012年より指導班長（※33年）
運輸部運転課専門課長（運転士）…2017年より指導班長（※27年）
運輸部運転課専門課長（運転士）…2018年より指導班長（※23年）
運輸部運転課指導主任（運転士）…2012年より指導班長（※32年）
運輸部運転課指導主任（運転士）…2016年より指導主任（※31年）
運輸部運転課指導主任（運転士）…2021年より指導班長（※26年）
※当社での運転経験年数（2024年6月30現在）
上記他、当社での経験20年以上の指導班長が担当

教育使用車種 : 大型観光バス

運転操作 : 初任運転者本人が運転し、教育担当者が添乗して指導します。
（必要に応じて教育担当者が運転します。）

【初任運転者に対する特別な指導の内容】

1. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
4. 危険の予測及び回避
5. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
6. ドライブレコーダー映像指導
7. 安全運転の実技指導（教育担当運転士による添乗指導）※20時間以上運転

《主な営業運転訓練ルート（一部抜粋）》 当社定期観光コースルート中心に訓練

- ① 本社車庫～最寄りJR駅前～本社車庫（社員送迎バスルート）
- ② 本社車庫～東京駅～皇居～浅草～東京タワー～東京駅～本社車庫（定期観光A7329）
- ③ 本社車庫～東京スカイツリー～浅草～舞浜ホテル～東京タワー～東京駅～本社車庫（定期観光A7610）
- ④ 本社車庫～東京駅～東京タワー～雅叙園～迎賓館～東京駅～本社車庫（定期観光A7344）
- ⑤ 本社車庫～銀座キャピタルホテル～東京駅～レインボーブリッジ～豊洲市場～日の出桟橋～東京スカイツリー～浅草～東京駅～本社車庫（定期観光A7618）
- ⑥ 本社車庫～都内当社バス停（新宿・池袋・有楽町・錦糸町など）及び都内主要ホテル～本社車庫
- ⑦ 本社車庫～東京駅～築地～汐留～レインボーブリッジ～お台場～東京ゲートブリッジ～豊洲～勝鬨橋～歌舞伎座～銀座～東京駅～本社車庫（定期観光B7426夜間走行訓練）

他



★営業運転士選任後、都内定期観光（乗合バス）や都内貸切バスを担当。
運転の習熟状況に合わせて郊外教習などを実施し、担当エリアや運転可能車種を拡大して行きます。

運転士冬山研修



バスガイド安全研修



新人バスガイド 安全研修



通訳ガイド 安全研修



添乗員 安全研修



グループ会社バスガイド 安全研修



② 運転士班別無事故競技会

本社営業所及び横浜営業所の合計14班が、毎月、班別無事故競議会を実施し、一定の成果をあげることができました。



班長による出庫立会

③ 適性診断

運転士に対し、法令で定められた適性診断を計画的に受診させ、その結果に基づき運行管理者が個別に指導・助言を行いました。また、三年に一度を目安に一般診断を受診させ、運行管理者が個別に指導・助言を行っています。

種類	受診先	受診者
初任診断	独立行政法人自動車事故対策機構	8名
適齢診断	独立行政法人自動車事故対策機構	3名
一般診断	独立行政法人自動車事故対策機構	43名

④ 外部研修

運行管理者が「運転士への適性診断結果の正しい伝え方」を踏まえ、運転者への安全意識を向上させる効果的な助言・指導ができるよう適性診断活用講座を受講しました。

全職種を対象に、普通救命講習を受講しました。また、応急手当普及員の資格を取得させ、ガイドの初任研修などでAEDを含めた応急手当の実習を行っています。

講習名	受講者数
適性診断活用講座	2名
普通救命講習	78名
応急手当普及員講習	2名



普通救命受講の様子



応急手当普及員資格取得者によるガイド研修の様子

⑤ 他運輸業者との情報交換及び安全に関わる視察

安全に関する取り組みについて、他運輸事業者との情報交換を通じ事故防止や安全性の向上を目指すことを目的として、同業他社との情報交換を7回実施しました。

情報交換先	会場	実施月	当社参加者数
バス事業者 (長野県)	当社	12月	3名
バス事業者 (長野県)	志賀高原	1月	11名
バス事業者 (東京都)	世田谷区	4月	2名
観光事業者 (グアム)	当社	5月	2名
バス事業者 (静岡県)	当社	6月	4名
バス事業者 (神奈川県)	川崎市	6月	3名
鉄道事業者 (東京都)	江東区	9月	11名

(7) 管理者教育

① 一般的な研修

運行管理者、運行管理補助者、整備管理者には、運輸規則等に定められた認定機関にて以下のとおり受講させました。

種類	主催	受講者数
運行管理者一般講習	独立行政法人自動車事故対策機構	10名
運行管理者一般講習	一般社団法人こころード 他	11名
運行管理者基礎講習	独立行政法人自動車事故対策機構	4名
運行管理者基礎講習	一般社団法人こころード	1名
整備管理者講習	関東運輸局東京運輸支局	4名

② 運行管理者能力向上研修

安全意識向上の為、外部講師による能力向上研修を実施し、運行管理者と運行管理補助者、合計30名が受講しました。



安全統括管理者訓示



ドライブレコーダーを活用した事故防止講義（外部講師）



バス事業者における安全対策



グループに分かれて事例研究



事例研究発表



まとめ（運輸部長）

③ 法令・運輸安全マネジメントに関する講習

国土交通省・自動車事故対策機構、バス協会などが主催する講習会に管理職、指導運転士が参加しました。

講習会・セミナー	受講月	主催	受講者数
運輸安全マネジメントセミナー	7月	国土交通省	2名
運輸防災マネジメントセミナー	11月	国土交通省	1名
内部監査セミナー	10月	国土交通省	2名
リスク感受性向上セミナー	8月	国土交通省	1名
リスク感受性向上セミナー	9月	自動車事故対策機構	1名
あんサポセミナー2024	2月	安全運行サポーター協議会	1名
関東地区バス保安対策協議会委員総会	10月	関東地区バス保安対策協議会	2名
貸切バス管理者向け指導監督講習会	2・3月	関東貸切バス適正化センター	3名
貸切バス事業者講習会	7・5月	国土交通省関東運輸局	2名
プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー	2月	国土交通省 (SOMPOリスクマネジメント)	1名

(8) 重大事故を忘れない・風化させない取り組み

安全を誓う日

2019年（令和元年）12月4日に東京都新宿区において当社が第一当事者である重大事故（新宿区ハイヤー衝突事故＝死亡1名）が発生しました。また、1968年（昭和43年）5月22日には、東京都目黒区において同様に当社が第一当事者である重大事故（祐天寺駅付近踏切事故＝死亡2名、負傷4名）が発生しており、この事故は1948年（昭和23年）の創業以来初の死亡者を伴う重大事故でありました。しかしながら、目黒区での重大事故が、社内で風化していたことは否めず、毎年12月4日に加え、5月22日を『安全を誓う日』と定め、後世に亘って二度と死亡事故を惹起することのないよう全社的な啓蒙や安全に向けた取り組みを再確認するとともに、重大事故を風化させない取り組みを行っています。

① 「安全を誓う日」に黙祷の実施

1968年5月22日「祐天寺駅付近踏切事故」、2019年12月4日「新宿区ハイヤー衝突事故」に対し、事故発生時刻に黙祷を実施しました。

12月4日（月） 18：36 5月22日（水） 16：56

② 再発防止のための運動月間

(ア) 「安全再確認月間」12月1日～31日

死亡事故が発生した12月4日には、経営トップをはじめとする取締役運輸部管理職による早朝出庫立会を実施し、注意喚起を行いました。12月1日～7日の期間においては、出庫点呼時に運転士・ガイドが「私の安全宣言」を点呼執行者に報告し、安全運行の意識を高めました。また、観光バス事業本部所属員を対象に事故防止の啓蒙を目的とした「事故再発防止研修」を行い、事業本部全体で事故防止に取り組みました。



「安全を誓う日」出庫立会



事故再発防止「安全を誓う日」研修
安全統括管理者訓示

(イ) 「安全行動強化月間」5月1日～31日

期間中、観光バス事業本部の管理職による点呼立会や街頭指導を実施し、事故防止への意識を高めました。また、観光バス事業本部所属員全員が【私の安全宣言】を作成し、事業本部全体で安全の取り組みを行っています。



「安全を誓う日」点呼立会



「安全を誓う日」出庫立会



「私の安全宣言」掲示（本社1階）

(9) 飲酒運転の撲滅対策

- ① 始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施するとともに宿泊先等での出先非対面点呼時には、本人の顔が認識できるモバイル型のアルコール検知器を使用して、測定データ、顔写真を瞬時に各営業所点呼室（東京都大田区または神奈川県横浜市）へ転送する管理を実施しました。また、終業点呼において飲酒事案未発生日数と勤務前日の飲酒をしない」宣言をして、飲酒運転撲滅の意識を高めています。
- ② バスガイドも「飲酒運転撲滅」に関する意識の共有を図るため、奇数月の最終木曜日にアルコール検知器による検査を実施しました。

(10) 乗務員の健康管理

法令で定められた定期健康診断やストレスチェックの他、当社が進める乗務員の健康管理に関する取り組みは下記のとおりです。なお、本営業所には、保健師が常駐し日常の健康管理のサポートを行っています。

① SAS検査の実施

全運転士を対象に睡眠時無呼吸症候群（SAS）の簡易検査を3年に1度実施しています。その結果、SASの疑いが認められた場合には、産業医と連携をとり、精密検査の受診ならびに治療を実施しています。

② 体温・血圧測定の実施

出勤時に体温を測定し、その後の血圧測定と合わせて問診表の提出を義務付け、乗務員・運行管理者が双方で確認しあいながら、体調管理を把握するとともに、その記録を産業医や保健師がチェックをし、健康起因による事故の防止に努めています。又、業務途中点呼も強化し、運行中の健康管理にも努めました。

③ 脳MRI検査の実施

脳に起因する事故等を未然に防ぐため、全運転士を対象に3年に1度、脳MRI検査を行っています。検査結果は産業医がチェックし、健康起因による事故の防止に努めています。

④ 心電図簡易検査の実施

法令で義務付けられている定期健康診断とは別に、月に3回心電図の検査を実施しています。

⑤ インフルエンザ対策の実施

インフルエンザ流行前に予防接種の推奨を促しています。なお、インフルエンザ予防接種の費用を社が全額補助しています。

⑥ 眼底検査の実施

視野障害を早期発見するため、35歳以上の全社員に定期健康診断の際、眼底検査を実施しました（2023年度より）。

(11) 車両の点検整備

自社整備工場において、法定点検項目の他に独自の点検項目を定め、点検整備を行っています。また、重要保安部品については、メーカーの指定より厳しい交換時期の基準を定め、定期的に交換し、安心と安全の向上に努めました。



(12) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの活用

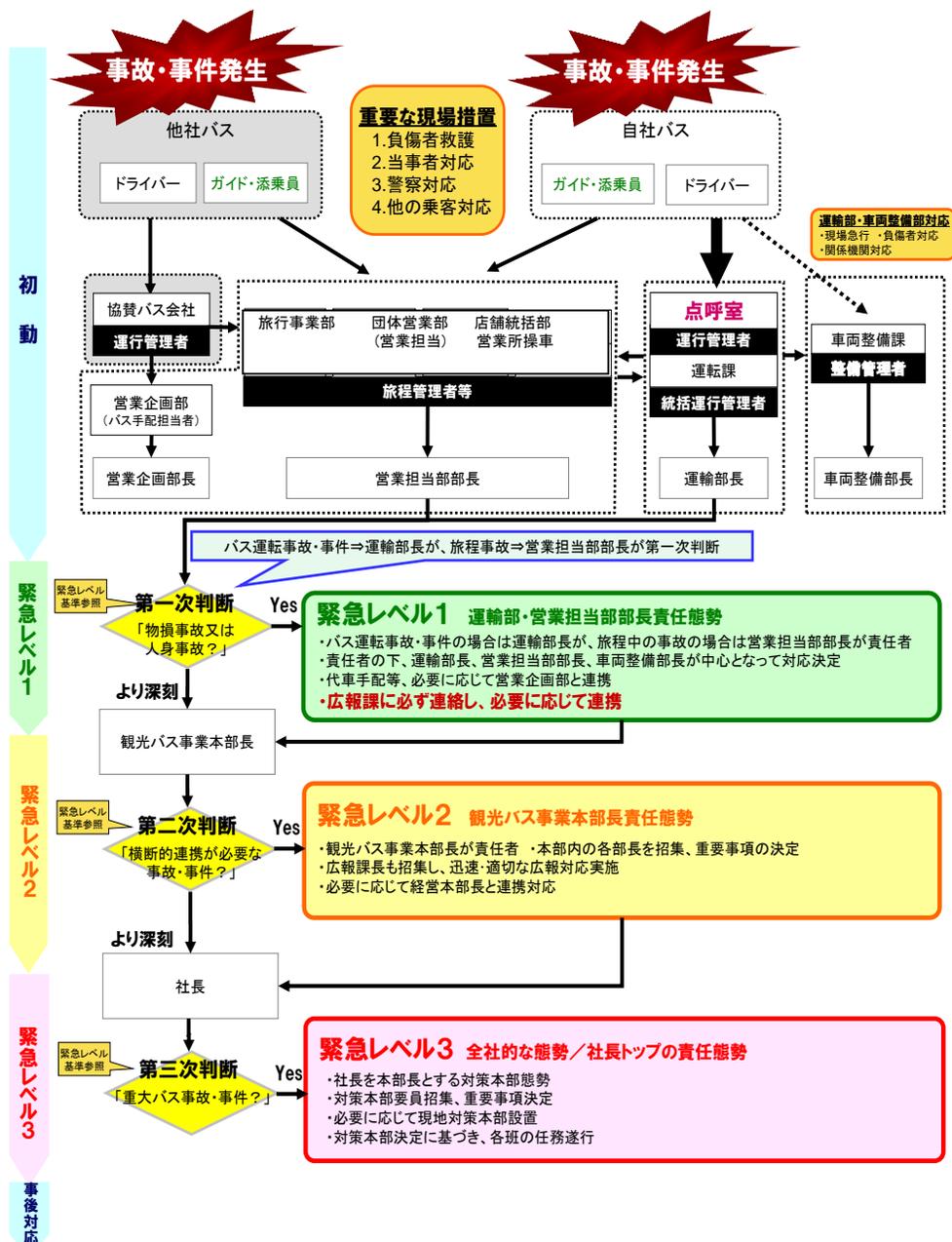
全車両にドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを搭載し、ヒヤリ・ハット情報の収集や事故発生時の原因分析等に活用している他、法令に従い、運転士への事故指導や研修時の安全教育指導等に活用しました。

(13) ヒヤリ・ハット情報の収集と共有及び活用

実際に現場で発生したヒヤリ・ハット体験を乗務員から収集し、「ヒヤリ・ハット集」を毎年発行しています。輻輳する交通環境の中、集まった情報を分類・分析し、情報を共有するために、運転士だけでなく経営トップ・安全統括管理者、運行管理者、整備管理者、安全対策会議メンバー等にも配布し活用しています。

8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

バス事故・事件対応の全体フロー



対策本部組織図

※ 対策本部会議
重要事項決定諮問・
本部内情報共有を目的に
本部長が主宰して開催

本部長	レベル3	代表取締役社長
	レベル2	観光バス事業本部長

副本部長	レベル3	専務、 観光バス事業本部長
	レベル2	経営本部副本部長

本部員	運輸部長、営業担当部の部長、車両整備部長、 総合企画調整部長、総務部長
-----	--

総括班 (事務局)		運転事故・事件	旅程事故
班長		運輸部長	営業担当部の部長
副班長		営業担当部の部長	運輸部長
相談役		警察関係顧問、国交関係顧問	
班員		運輸部員及び営業担当部員から各部長が指名 (2名ずつ計4名程度)	

本社対策本部各班

お客さま班

班長	営業担当部 課長級
班員	営業担当部員から部 長が指名 (3名程度)

広報班

班長	広報課長
班員	経営戦略 部員か ら部長が指名 (3名程度)

運行班(運転事故・事件のみ)

班長	運転課長
班員	運転課員から運輸部 長が指名 (2名程度)

技術班(運転事故・事件のみ)

班長	車両整備課長
班員	車両整備部員から部 長が指名 (1名程度)

支援班

班長	総務課長
班員	総務部員及び財務部 員から各部長が指名 (1名ずつ計2名程度)

現地対策本部

現地対策本部長

観光バス事業副本部長

現地総括班

現地総括班		運転事故・事件	旅程事故
班長		運輸部 課長級	営業担当部 課長級
班員		運輸部員及び営業担当部 員から部長が指名 (1名ずつ計2名程度)	

お客さま担当

営業担当部員から部長
が指名
(事象に応じた必要人数)

運行・技術担当 (運転事故・事件のみ)

運輸部員及び車両整備
部員から各部長が指名
(1名ずつ計2名程度)

広報・支援担当

総合企画調整部員及び
総務部員から各部長が指
名(1名ずつ計2名程度)

※ 必要に応じて、対策本部長が、
各班・担当の要員を増強することができる

9. 輸送安全に関する内部監査

(1) 運輸安全マネジメント内部監査

運輸安全マネジメント評価でのアドバイスに基づき、昨年度まで第4四半期に実施していた「運輸安全マネジメント内部監査」を第3四半期に変更し、2024年3月29日に実施しました。被監査対象者3名に対し、それぞれガイドライン12項目についてヒアリングをし、概ね運輸安全マネジメントの主旨に準拠した事業運営がなされていること、安全管理体制が機能していることが確認されました。

監査部門	内部監査室・常勤監査役
被監査対象者	社長・安全統括管理者・運輸部長
監査方法	被監査対象者へのインタビュー



(2) 運行の保安に係る内部監査

2024年5月16日本社営業所、20日横浜営業所において、内部監査室・路線バス受託事業本部ならびに常勤監査役による「運行の保安に係る内部監査」を実施しました。概ね、関係法令・規則等に準拠した事業運営がなされていることが確認されましたが、一部の書類に不備が指摘され、直ちに是正しました。

監査部門	内部監査室・常勤監査役・路線バス受託事業本部
被監査対象者	運輸部長・運転課長・運転課専門次長・運転課専門課長・安全対策推進課長
監査方法	関係書類確認・被監査対象者へのヒアリング等

10. マネジメントレビューと継続的改善

2024年6月11日に本社営業所において、2023年度（2023年7月～2024年6月）の観光バス事業本部における安全への取組についてマネジメントレビューを行いました。今期から取り組んでいる運輸防災マネジメントも含めたレビューを行い、結果を踏まえた2024年度（2024年7月～2025年6月）の輸送の安全に関する計画及び目標について付議し、承認されました。

出席者	社長・専務・常勤取締役・常勤監査役・顧問・観光バス事業本部執行役員
	内部監査室長（車両整備部長）・内部監査室課長
	運輸部長・運転課長・安全対策推進課長



11. 運輸安全マネジメント評価

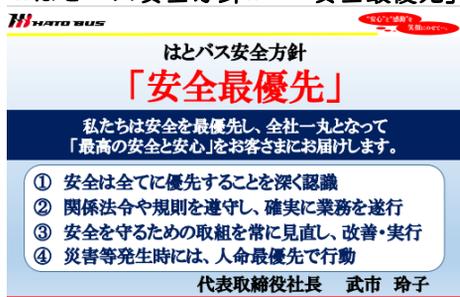
2023年7月25日・26日に本社営業所において、民間機関による運輸安全マネジメント評価を受けました。2023年度は、評価の助言に基づき安全対策を見直し、改善に努めて参りました。

12. 2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における輸送の安全に関する計画及び目標

(1) 安全方針及び輸送の安全に関する重点施策

2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における安全方針は、グループ企業理念・グループ経営基本方針を踏まえたものであり、前年度を踏襲するものがあります。また、輸送の安全に関する重点施策は、前年度の課題や内部監査の結果を踏まえ策定するものです。

《はとバス安全方針》 「安全最優先」



私たちは安全を最優先し、全社一丸となって「最高の安全と安心」をお客さまにお届けします。

「はとバスなら、安全・安心だから」と、お客さまに選んでいただけるようにとの願いが込められています。「最高の安全と安心」を届けるために、①から④に取り組んでまいります。

《輸送の安全に関する重点施策》

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき次に掲げる重点施策を定め実施してまいります。

1. 基本動作の徹底を追及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。(※1)
3. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。(※2)
4. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ効率的に行うよう努めます。
5. 輸送の安全に関する内部監査(運行の保安に係わる内部監査・運輸安全管理内部監査)を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
6. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
7. 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。
(※1) 運輸規則 第21条(過労防止等)
(※2) 運輸規則 第38条(指導及び監督)

(2) 事故防止の目標数値

2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における輸送の安全に関する目標は、以下のとおりです。2024年度においては、

『笑顔で入庫だ!発着時、集中・確認・怠るなchallenge under32』

を、スローガンに掲げ、バスガイドが行う保安業務も含め、目標達成に向けて以下(3)~(9)を確実に実施し、事故防止に取り組んでまいります。なお、このスローガンは、2023年度(令和5年~令和6年)の当社基準による有責事故の多くが静止物への接触であり、場所は駐車場や配車地での発着時でありましたので、同様の事故を削減するべく作成しました。また、運転士・ガイドが笑顔で入庫することが一番だと考え決定したものです。

① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

目 標	
人身事故	0件
物損事故	0件
車両故障	0件

② 当社独自基準による有責事故

目 標(対前年度1割削減)	
人身事故	0件
物損事故	32件以下

③ 特に削減する有責事故

特に削減する事故及び目標	
駐車場・施設内での事故	対前年度 2割削減
若年層運転士（入社3年未満）の事故	対前年度 5割削減

(3)上記目標を達成するための取り組み計画

重点実施事項①

【具体的取り組み事項】

- ・ヒヤリハット情報の収集及び共有
- ・貸切業務配車地の事前調査（運行指示事項への注意事項の確実な記載）
- ・若年層運転士のレベルアップ研修の実施
- ・事故多発者の再発防止対策（4M分析による原因に応じた対応）



取り組み項目	推進責任者	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1 貸切配車地の事前調査	団体営業部長	→											
2 若年層運転士のレベルアップ研修	運転課専門課長			→				→					→
3 事故多発者の再発防止研修	運転課専門課長	→											
4 危険予知訓練（第3回班会）	運転課専門課長								→				
5 添乗によるフィードバック	運転課専門課長	→											
6 IP無線の活用	運転課専門課長	→											
7 運行管理者のレベルアップ研修	運転課専門次長							→					
8 ヒヤリハット情報 収集強化月間	運転課専門課長						→						→
9 事故防止啓発活動	安全対策推進課長	→											

重点実施事項②（具体的な取り組み内容・推進責任者・実施月は別に定める）

運転士の要員確保

重点実施事項③（具体的な取り組み内容・推進責任者・実施月は別に定める）

健康起因事故防止 目標 健康起因事故0件

重点実施事項④（推進責任者・実施月は別に定める）

【自然災害への対応】

【具体的取り組み事項】

- ・規程類等の整備（更新） ※IP無線の活用内容を盛り込む
- ・情報収集による予測精度の向上
（アプリ研究や他地域や他事業者の対応情報などの蓄積）
- ・教育・訓練の実施（12月若年層雪山走行・チェーン装着訓練）
（非常時対応訓練）、（1月雪道走行ドライブレコーダー視聴）
- ・改善点の洗い出し、有効性の検証（訓練や実際の運行、他社の対応状況）
- ・災害リスクの見直し

月	取組実施計画	月	取組実施計画
7	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第1回安全対策会議 第1回運輸整備連絡会 夏季自動車輸送安全総点検 第1回事故防止対策会議 運輸部出勤時アルコールチェック	1	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第7回安全対策会議 第7回運輸整備連絡会 第3回事故防止対策会議 年始現場立会<東京駅・新宿駅等> 街頭指導 運輸部出勤時アルコールチェック
8	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第2回安全対策会議 街頭指導 第2回運輸整備連絡会	2	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第8回安全対策会議 第8回運輸整備連絡会 街頭指導
9	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 衛星携帯電話通信訓練 第3回安全対策会議 街頭指導 第3回運輸整備連絡会 秋の全国交通安全運動 秋季運輸・整備合同立会総点検 運輸部出勤時アルコールチェック 若年層運転士のレベルアップ研修	3	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第9回安全対策会議 第9回運輸整備連絡会 運輸部出勤時アルコールチェック 街頭指導 「運輸安全マネジメント」内部監査 若年層運転士のレベルアップ研修
10	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第4回安全対策会議 第2回事故防止対策会議 第4回運輸整備連絡会 街頭指導	4	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第10回安全対策会議 第10回運輸整備連絡会 第4回事故防止対策会議 春の全国交通安全運動 春季運輸・整備合同立会総点検 GW現場立会<東京駅・新宿駅・浅草寺等> 街頭指導
11	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第5回安全対策会議 第5回運輸整備連絡会 街頭指導 運輸部出勤時アルコールチェック	5	「安全行動強化月間」 班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第11回安全対策会議 第11回運輸整備連絡会 「運行の保安」に係る内部監査 GW現場立会<東京駅・新宿駅・浅草寺等> 街頭指導・都内・郊外 運輸部出勤時アルコールチェック
12	「安全再確認月間」 班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 年末年始自動車輸送安全総点検 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 冬季運行安全チェック会議 第6回安全対策会議 第6回運輸整備連絡会 街頭指導 若年層運転士のレベルアップ研修 運行管理者のレベルアップ研修	6	班別無事故競技会実施 4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 第3月曜日「無事故の日」出庫立会 第12回安全対策会議 第12回運輸整備連絡会 運輸安全マネジメントレビュー 運輸防災マネジメントレビュー 若年層運転士のレベルアップ研修

(4)点呼時の月間重点事項

月間スローガンを設定し、運転士が出庫点呼時に読み上げます。また、点呼記録簿の記入や点呼執行所へ掲示を行い、重点的に意識付けを行うことで事故防止に努めます。

年	月	重点事項
2024	7	お客さまへの声掛けて車内事故撲滅
	8	一般車の模範となる運転をしよう
	9	運転中疲労や眠気を感じたら躊躇なく停止
	10	運行の安全・お客さまの安全を確保しよう
	11	運行路線・回送経路の再確認
	12	周囲の状況を見て、見えない危険を読む
2025	1	運転技能を過信せず集中力を保とう
	2	運転適性は自分の気持ちで変わります
	3	乗務車両のオーバーハングを把握しよう
	4	お客さまへのシートベルト着用案内の徹底
	5	健康管理に気をつけて適度な運動をしよう
	6	安全装置に頼る事なくプロとしての運転を

(5)運転士各班の事故防止スローガン

運転士各班でスローガンを設定し、一丸となって事故防止に努めます。

班	事故防止スローガン
1	心身健康向上させ無事故500日へ
2	発車前、ミラーでよく見て、前と左右
3	動く前には周囲の安全確認
4	早めの合図で、接触事故防止！
5	右左折時、一旦停止、左右確認目視をし、歩行者自転車に注意する
6	発進時、左右ミラー確認後のギア入れの徹底
7	再確認は、すべての無事故に繋がる！
8	自転車乗り少しの際に、そこに居る！ 安全確認を怠るな！
9	情報の把握と、危険予知
10	静止物、慣れた場所こそ、良く確認
11	駐車の際、静止物を必ず目視で確認する
12	発進時3秒の安全確認
横浜	目視と、深呼吸
主任	笑顔で入庫だ！発着時、集中・確認怠るな challenge under32

(6)運転士ECOドライブスローガン



『アクセルOFFを意識しよう』

信号が変わるなど、停止することがわかったら早めにアクセルから足を離します（エンジブレキが作動し、約2%燃費が改善）。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジブレキを活用するなどエコドライブに努めます。

(7) 輸送の安全確保に関する教育計画

「旅客自動車運送事業運輸規則」第38条ならびに「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省告示1676号）に基づく、輸送の安全確保に関する運転士等への教育計画

月	教育計画	月	教育計画
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回運転士班会 (告示②④⑤研修) ・実車を使用した実技研修 ・運行管理者一般講習 ・新任・班長通信教育研修 ・整備管理補助者研修 ・ガイド班会・安全研修 ・主任・班長会議 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・全運転士安全講習会 (告示①⑩⑬⑭研修) ・運行管理者能力向上研修 ・テロ対策訓練 ・NASVA適性診断 ・若年層運転士郊外教習 ・自動車安全運転センター 中央研修所 旅客自動車運転者4日過程 ・整備技術研修 ・救命講習
8	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・運行管理者一般講習 ・整備技術研修 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・第4回運転士班会 (告示⑥⑫研修) ・実車を使用した実技研修 ・NASVA適性診断 ・運行管理者一般講習 ・神奈川県バス協会 寒冷地研修 ・班別高速坂道研修 ・救命講習 ・外国語ガイド安全研修 ・整備技術研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・第2回運転士班会 (告示⑧⑨⑩研修) ・実車を使用した実技研修 ・ドライブレコーダー使用研修 ・重大事故・事案対応研修 ・自動車安全運転センター中央 研修所 旅客自動車運転者4日過程 ・安否確認メール送信訓練 ・運行管理者一般講習 ・若年層運転士郊外教習 ・整備技術研修 ・緊急時事故対応訓練 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・主任班長会議 ・若年層運転士郊外教習 ・運行管理者一般講習 ・整備技術研修 ・若年層DD車研修
10	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・運行管理者一般講習 ・NASVA運輸安全マネジメント セミナー 	4	<ul style="list-style-type: none"> ・主任班長会議 ・整備技術研修 ・添乗員安全研修 ・新人ガイド安全研修
11	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・運行管理者一般講習 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・主任班長会議 ・整備技術研修
12	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・第3回運転士班会 (告示③⑦研修) ・若年層運転士都内近郊教習 ・若年層チェーン装着訓練 ・若年層運転士雪山走行訓練 ・安全を誓う日研修 ・乗務員非常時訓練 ・NASVA適性診断 ・救命講習 ・整備技術研修 ・ガイド班会・安全研修 	6	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・班長会議 ・第5回運転士班会 ・実車を使用した実技研修 ・ドライブレコーダー (ヒヤリ・ハット)研修 ・若年層運転士郊外研修 ・緊急時事故対応訓練 ・整備技術研修

(8) 告示1676号に基づく運転士指導計画 ※ (7) の告示番号①~⑭に対応

月	告示	指 導 計 画
7	②	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
	⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
9	⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転
	⑨	交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	⑩	健康管理の重要性
12	③	事業用自動車の構造上の特性
	⑦	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
1	①	事業用自動車を運転する場合の心構え
	⑪	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
	⑬	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
	⑭	ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の自社内での共有
2	⑥	主として運行する路線もしくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
	⑫	貸切バスの添乗指導

13. 安全管理規程

道路交通法 第22条の2に規定する安全管理規程は下記のとおりです。

株式会社はとバス 安全管理規程

目次	
第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定及び国土交通省大臣官房運輸安全管理官から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（令和5年6月）」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業（路線バス受託事業を除く）に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(安全方針及び安全重点施策)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、観光バス事業本部に属する社員（以下「社員」という。）に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 社長は、輸送の安全を確保するため、次のとおり輸送の安全に関する基本的な方針（以下「安全方針」という。）及び輸送の安全に関する重点施策（以下「安全重点施策」という。）を定め、全社員に周知徹底する。また、安全方針に関する社員の理解度及び浸透度を定期的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(1) 安全方針 <はとバス 安全方針>

私たちは安全を最優先し、全社一丸となって「最高の安全と安心」をお客さまにお届けします。

- ①安全は全てに優先することを深く認識
- ②関係法令や規則を遵守し、確実に業務を遂行
- ③安全を守るための取組を常に見直し、改善・実行
- ④災害等発生時には、人命最優先で行動

(2) 安全重点施策

ア) 社長は、以下の内容を踏まえた安全重点施策を、年度毎の運輸安全マネジメントに関する取り組みにおいて策定し、社員に周知徹底する。

- ① 安全方針に沿い、安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、この目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画を策定する。
 - ② 数値等を用い可能な限り具体的な目標を設定する等、社員が理解し易く、かつ、モチベーションが高まるものとする。また、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。
 - ③ 事故及びヒヤリ・ハットの発生状況、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題、現場等からの改善提案、内部監査、マネジメントレビュー、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。
- イ) 社長は、安全重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、内部監査等の結果を踏まえて、マネジメントレビューを行い、少なくとも1年毎にその機会などを活用して見直しを行う。

(関係会社との協力)

第4条 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

- 第5条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長及び担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 3. 社長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 4. 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
 5. 社長は、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底する。
 6. 社長は、安全統括管理者に指示し、重大な事故、自然災害、テロ、感染症等への備えと対応を実施する。
 7. 社長は、安全統括管理者等に指示し、輸送の安全確保のための取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(社内組織)

- 第6条 社長は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、周知し、次に掲げる者を選任する。また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。
- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
2. 観光バス事業本部内に安全対策会議を置く
 3. 安全対策会議の構成員は、観光バス事業本部に属する管理職及び安全対策推進者として安全統括管理者が任命した者とし、輸送の安全の確保に関して、定期又は臨時に会議を開催し、それぞれの所掌事務に係る情報の伝達及び連絡調整を図る。
 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、資料1のとおりとし、各々の職務と権限は、次のとおりとする。
 - (1) 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

- (2) 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し運行管理者を統括し指導監督を行う。
 - (3) 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、安全の確保に関する業務を適切に行う。
 - (4) 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の安全の確保に関する業務を適切に行う。
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や 重大な事故、災害等に対応する場合も含め、資料Iに定めるとおりとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第7条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により 職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等の違反又は 輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者が その職務を引き続き行うことが 輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(安全統括管理者の責務)

- 第8条 社長は、安全管理体制の適切な運営及び安全最優先の 意識等の徹底を実効的なものとする観点から、安全統括管理者に、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。
- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持し、改善する。
 - (2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を社長等に適時、適切に報告又は意見上申する。
 - ①安全方針の浸透・定着の状況
 - ②自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況
 - ③安全重点施策の進捗・達成状況
 - ④自然災害、テロ、感染症等の備えと対応に係る取組状況
 - ⑤情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
 - ⑥外部からの安全に関する要望、苦情
 - ⑦事故等の発生状況
 - ⑧是正措置及び予防措置の実施状況
 - ⑨安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ⑩内部監査の結果
 - ⑪改善提案
 - ⑫過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
 - ⑬その他必要と判断した情報
 - (3) 安全方針の周知を徹底する。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第9条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第10条 社長等と現場や運行管理者、整備管理者、乗務員等（以下「現業実施部門」という。）との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第11条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める【重大事故・事件対応マニュアル<観光バス編>】、【運輸防災マネジメント 自然災害対応マニュアル】による。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長等又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第12条 第3条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第13条 安全管理体制の構築・改善の取組に関する事項を確認するために内部監査室による内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は安全管理体制全般とし、社長、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。社長、安全統括管理者等に対しては、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 内部監査を担当する者（以下「内部監査要員」という。）は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、社長及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。
3. 実施された措置内容の検証を行い、検証内容を社長及び安全統括管理者に報告する。

(マネジメントレビューと継続的改善)

第14条 マネジメントレビュー

- (1) 社長は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大な事故等が発生した際は適宜実施する。
- (2) 社長は、マネジメントレビューの際に、安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。社長は、マネジメン

レビューの結果として、以下に示す事項を決定する。

- ①今後の安全管理体制の構築・改善に関する目標と取組計画（次年度の安全重点施策を含む。）
- ②輸送の安全の確保に関する取組の手順・方法の見直し・改善
- ③輸送の安全の確保に関する組織・人員体制の見直し・改善
- ④輸送の安全の確保に関する投資計画の見直し・改善
- ⑤その他輸送の安全の確保に関する必要な事項

2. 継続的改善（是正措置及び予防措置）

- (1) 社長等は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、適切に機能するよう継続的に改善措置を行う。
- (2) 継続的改善を行う際には、上記(1)にて明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じる。

（情報の公開）

- 第15条 安全方針及び安全重点施策、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 第16条 安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。
- (1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
 - ①安全統括管理者から社長への報告に関する記録
 - ②事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に関する記録
 - ③安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
 - ④内部監査の実施に関する記録
 - ⑤マネジメントレビューに関する記録
 - ⑥是正措置及び予防措置に関する記録
 - (2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
 - (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録
2. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

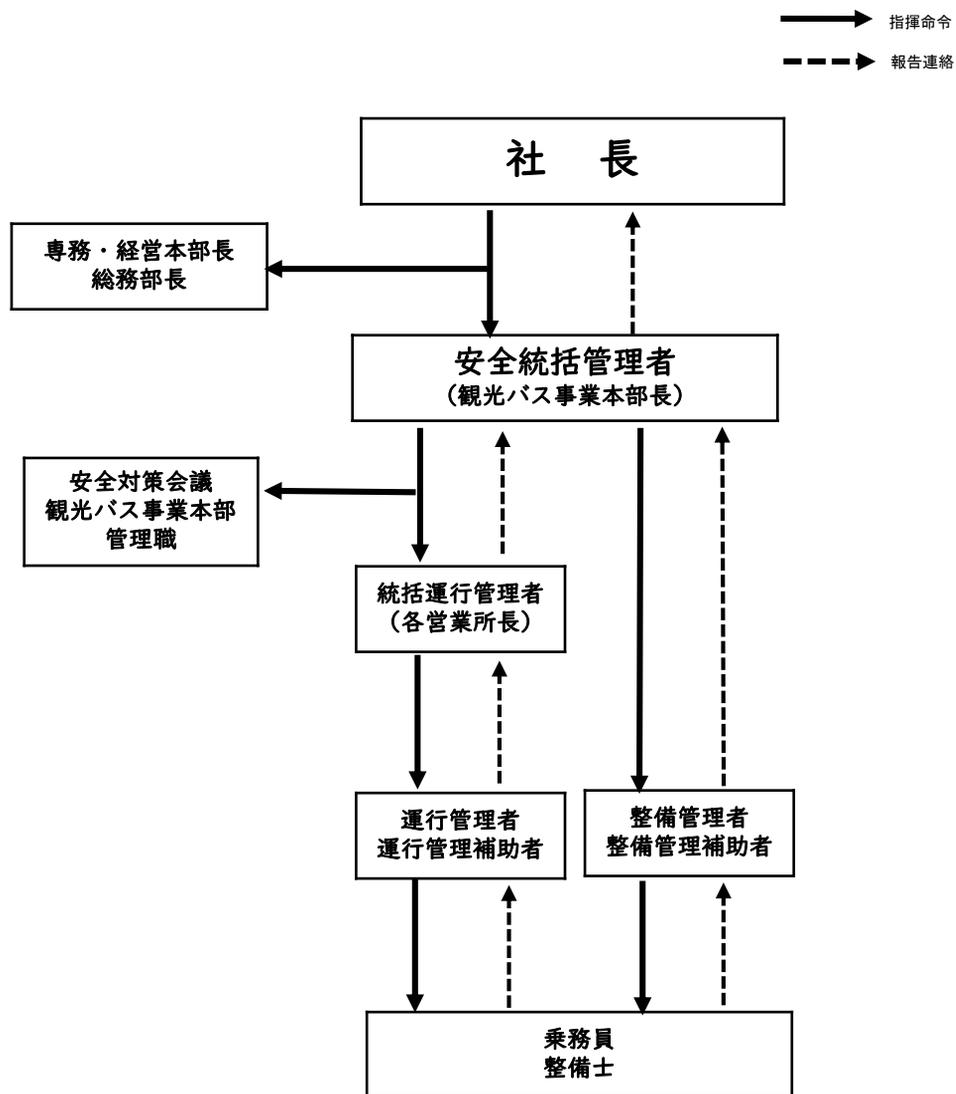
（規程の改廃）

- 第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

付 則

1. 本規程は、2007年04月01日に制定する。
2. 本規程は、2012年10月01日に改定する。
3. 本規定は、2013年08月01日に改定する。
4. 本規定は、2013年10月01日に改定する。
5. 本規定は、2015年08月01日に改定する。
6. 本規定は、2022年02月01日に改定する。
7. 本規程は、2024年01月01日に改定する。

輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統



14. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者は、下記の者を選任しています。なお、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たしています。

安全統括管理者 取締役 観光バス事業本部長 出井 弘俊
選任日 2021年9月28日



2023年度 - 2024年度 安全への取り組み
株式会社 はとバス
観光バス事業本部
運輸部安全対策推進課
〒143-8512
東京都大田区平和島5-4-1
2024年9月発行